

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年9月22日
- 2 開会年月日、時間 令和4年9月28日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 14名
うち農業委員8名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 7名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 島津 忠昭 小林 広幸
牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名
平松 幸明
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第16号 農地に該当しない旨の判断について
議案 第17号 小布施町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案 第18号 青年等就農計画変更認定に係る意見について
報告 第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告 第8号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数8名 出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今より9月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、8番牧けい子委員、9番関口実夫委員の両名をお願いします。それでは、これより審議に入ります。

議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：転用目的は住宅の新築です。転用面積は 557 m²です。

地図資料は 1 ページをご覧ください。申請地は、雁田公会堂から岩松院線に向かって少し進んだところの西側にあります。

それでは、議案書に取り付けた添付資料をご覧ください。申請書面の 3 欄（1）転用の目的、および次のページにある事業計画書に記載のとおり、譲受人は現在中野市内のアパートにお住まいで、戸建ての住まいを必要としています。付近の他の場所も検討されましたが、この場所は都市計画法第 34 条 11 号区域に当たり、かつ、他の土地では話がまとまらなかったため、申請地を選定されています。

転用許可基準の立地基準については、申請地周辺一帯に 10ha 以上の規模の農地が連坦していることから第 1 種農地と判断されていますので、原則不許可ですが、不許可の例外規定にある、住宅その他申請農地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、として認められると考えています。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知により確認致しました。隣接地の状況については、再び地図資料 1 ページをご覧くださいますと、東側は町道、西側は認定外道路、北側は 5 月の総会において議決し先日転用許可が出たばかりの土地となっており、南側だけが農地と接している状況です。よって、南隣接農地に対しては特段の対策を要しますが、ここは譲渡人の所有する農地であること、また、申請書面の 6 欄に記載のとおり、日照、通風に影響がないように建物の配置について配慮した、とあります。また、続きの内容は、議案書に添付している図面のほうも並行してご覧いただきたいのですが、まずひとつ目の図面をご覧くださいと、北側に傾いた土地であるために北への土砂や雨水の流出を避ける目的で、北側の境に土留擁壁を設置することになっています。また、工事施工中はネットフェンスを設置して南側の他に西の認定外道路の先にある農地へも配慮をし、雨水は敷地内に浸透枿を設けて処理をしつつ、庭の部分は芝植えが多いので概ね自然排水となります。生活排水は 2 つ目の図面で確認できるようになっています、申請地東側に接している町道に埋設されている公共下水道へ接続します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないものと思われ、転用はやむを得ないと考えます。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

議長：図面にあるバスケットコートですが、ここの部分も雨水は敷地内浸透になるのですか。

事務局：すみません、その点については未確認です。

議長：他にご質問ありましたらお願いします。

8 番牧委員：この地域は農振農用地が多くあるはずですが、ここの辺りはどんどん家が建ってきています。市街化調整区域なのに制限はかけられないのでしょうか。

事務局：議案説明のなかで話した都市計画法第 34 条 11 号というのは、転入者等がその区域内であれば引っ越してきてることができるという開発の緩和区域に当たることを意味します。なので、この案件もそうですが、3411 該当の地域ならこれまで町に縁のなかったよう

な人が家を建てたりして住むことができるようになります。3411号該当地域は他にもいくつかの地区にあります。相当限られていて、調整区域のほとんどの土地は該当していませんから、ご存じのとおり開発できる人の範囲は農家やその家族等に限定されています。

市街化区域内に人口と活力が自然と集まっていくなかで、この地域は、少し家を建てたりして集落の維持を目指す場所をある程度作ってあるというふうにお考えいただければいいかと思うのですが、正直、そういう線引が実際に目に見えるように縄で括ったりしているわけではないので、現場付近に住んでいたりすると、全然知らない人の住む新しい家が建ち始めたから、うちの土地もその隣だから売却できるのかなとか、そもそも高齢化等で農業をやりにづらくなったり苦しくなってきたりした時などをきっかけに、大なり小なりその周辺に暮らすなり農業を営んでいる方たちにとっては、ここで説明するような自然条件とか、立地条件といったもの以上に心理的な面などで影響はあるものと想像します。

ただ、それを農政が取扱う農地法などの規定によって止める手段はあまりないのも事実です。実際、この立地基準とか一般基準というものは、当然にルールとして存在するから説明もそこで定められた要件を満たしているか、ということをしっかり確認させていただいていますが、逆に言えば、それさえ満たすストーリー立てができていれば、止めることが正直難しくなってくる場合があります。

8番牧委員：開発を止められなくてもトラブルにならないければいいですけど、これから色々な意味で問題が結構出てくると思うので、例えば市街化調整区域を増やしていくとか、そうしたことを十分考えていかなければいけない時代が来ているのだと思います。

これから検討をしていく予定はありますか。

事務局：おっしゃる通りだと思います。検討は、実は来年度辺りから始める予定です。

人口とか集落の維持ができないと自治会も維持できない、という問題に繋がっていったり、営農上の都合と、新しい家を建てて綺麗に住まわれない人との間のトラブルも当然あります。それに、新しい家を建てるつもりの人にとっても集落が維持できなくなるということは結構苦しいことですし、実際すでにそうになって困っている自治会もありますので、町はそういう状況をできるだけ回避できるように、今の自治会の数とか規模を今のところはそのまま維持できるようにと多分考えていると思いますが、農振計画は、都市計画の方の長期計画と同時並行的に来年度ぐらいから調査に入って計画の変更の手を付ける予定でおります。

8番牧委員：その時、要望を出してもいいわけですか。

事務局：何らかの、そういったものを町が必要とするところではないでしょうか。

事務局次長：町にも色々な計画もあります。まず総合計画があって、そこに目標人口だとか土地利用の基本的な考え方等を定めていて、それを実現するために都市計画の提案があったり、私どもの農地の計画があったりします。小布施町として、この地域をどう使っていくのかという大きな方向性は、これまで市街化区域と市街化調整区域に大別させていただいて、開発する所としない所を分けるベースはあったのですが、ただ、今の社会情勢のなかで各自治会が存続すること自体がかなり厳しい状況になってきているなかでは、農地だけを守っているだけでいいとはならない部分もありますから、小さな小布施町ですけれども地域によっても実情は違うでしょうし、地域の成り立ちによっても違うと思うので、一概には言えないところはあると思いますが、いくつか地域を定めてやらせていただいています。しかし、おっしゃるとおり状況は変わっていくので、計画見直しの時には色々な形でご意見を伺うようになると思うので、ぜひまたよろしくお願い致します。

13 番鶴田委員：その特別に定められた地域の情報は公表されて誰でも閲覧できるのですか。

事務局次長：そうです。

1 番小林委員：許可する転用の上限面積というのは決まっているのですか。

事務局：今は明確な定めがありません。数年前までは目安として 500 m²という上限がありました。撤廃されています。

家など建物を建てる場合は、農地転用許可の他に開発許可も必ず合わせで必要になってきますが、開発許可申請の方では現在も数値的な目安の仕切りを設けているので、仮に農地転用許可で審議を通過しても駄目になる場合はあると思います。

議長：その他にご質問ありますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 16 号、農地に該当しない旨の判断について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 から番号 3 まで関連していますので、一括して事務局より説明願います。

事務局：はじめに制度について説明致します。

農業委員会は、農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行った結果、次に申し上げる 2 点のいずれかに当てはまる土地に対してこの審議を行うこととなります。

1. 森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難である土地
2. 周囲の状況からみて、そこを農地として復元しても継続利用することはできないと見込まれる土地

以上のいずれかとの判断をした農地があった場合は、「再生利用が困難な農地」として、原則、その農地利用状況調査を実施した年内に、このように非農地判断を行うこと、とされています。その際の現地調査は、推進委員や農業委員が 3 名以上で実施すること、そして、農業委員会として非農地判断がされた場合は、地目変更登記の有無にかかわらず、直ちに対象の土地を農地台帳より除外するものとされています。

総会においては、対象地が「農地」であるか否かを審議し、どちらに当たるか決定します。そして「農地」であるかどうかは、お配りした資料のうち農地法 3 段表をご覧くださいと、この農地法第 2 条第 1 項に記載のとおり定義されていますので、この定義でいう「農地」に該当するかどうかを、配布の資料や現地調査を行った委員さんへの確認等によってご判断いただきたいと思います。

それでは、議案の説明に移ります。

地図資料は 2 ページをご覧ください。申請地は、県道で中野市桜沢の方面へ向かう途中の雁田山の山裾で、雁田沖といわれる区域内にあります。

この 3 筆の土地の所有者は 2 名いらっしゃり、いずれも雁田にお住まいです。

今回実施した農地利用状況調査は、調査エリアとして 6 班に該当したため、牧委員さんと関谷委員さん、そして島津会長の 3 名により実施されました。そして議案書の備考欄に記載のとおり、今回の調査において、「対象地は山林と一体化し、筆全体が杉林または過半が雑木林となっている」との状況が確認されました。現地の状況については本日配布している写真資料を本日配布していますのでご覧ください。(写真と議案書の対照について説明。) ご覧の通り木が生い茂り、そのまま何年も経っているのが窺えるような現況でした。

なお、対象地はすべて傾斜があつて平坦部分はありませんでした。また、この 3 筆のうち番号 1 と番号 2 の土地は有害鳥獣の侵入防止用の電気柵が張られた外側にあります。そして、番号 3 の土地については、中央付近をえぐるようにして電気柵が張られ、鳥獣捕獲用の檻も設置されています。柵の手前部分には栗の木が数本生えていて、所有者の話によれば 10 年ほど前までは電気柵の内側だけは管理をされていたそうですが、現在はそこも猟友会メンバーが檻の所まで行けるように下草を刈って通路を開けているだけで、本人は管理に入っていない、とのことでした。また、電気柵の向こう側は草や木の刈り払いは全く行われていない状態です。

それではご審議をよろしくお願い致します。

議長：では、これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 から番号 3 までは農地法に定義されている農地に該当しないと判断してよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 から番号 3 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 17 号、小布施町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について事務局より説明願います。

事務局：申請地は地図資料の 3 ページをご覧ください。場所は、林公会堂のすぐ東の区画に位置しています。申請者はこの申請地の北隣接地にお住まいです。地区は林です。

申請者は、お住まいの居宅を建て直して店舗を併設し、飲食業を始めたいと考えていますが、現在、栗の栽培もしているため、農機具を格納する倉庫も必要としています。申請者は令和 2 年度中に前所有者から今回の申請地を含む農地と宅地を同時に購入しこちらに住み始めたのですが、その時点ですでに古い農業用倉庫が宅地のなかに存在していました。しかしながら、このたび、飲食業の開業を目的に金融機関からの融資を受けようとしたなかで家屋の立て直しのために既存宅地に測量が入った結果、この古い農業用倉庫は、隣接する農振農用地に跨っている状況だということが判明しました。

融資元となる金融機関は、現宅地を担保に入れる条件を提示しているそうです。

申請者としては、主としてこの宅地の上に建てられている状態の古い農業用倉庫は、栗

栽培のためにそのまま継続利用をしたいと考えており、現在の状況に合わせて倉庫全部を宅地に含まれる建物となるようにして担保に入れることにより融資の話に折り合いをつけたいと考えています。

皆さまご存じのとおり、農業用倉庫建設のための農地転用は、通常、2アール未満の規模であれば農振計画の用途変更と農地法の届出を済ませれば足りるわけですが、今回の案件は以上の都合から敢えて農振計画からの除外を希望されているものです。

それでは、議案書の13ページ、14ページの添付資料をご覧ください。申請地は、購入した時点では南側に隣接の2029-1の農地の一部でしたが、このたびの申請のために分筆しまして、申請地を新しく作ったので、全筆で66㎡となっています。土地利用計画は、この配置図のとおりです。

申請に当たっての除外要件は、議案書の11ページにある様式5-1をご覧ください。非代替性、土地利用への支障軽微、利用集積への支障軽微、施設機能への支障軽微については、いずれも問題なく要件を満たしていることを現地確認してあります。

では、その各要件について説明します。

非代替性について、申請地は申請者の所有地であり、現状ある建造物をそのまま利用できるようにするためのいわゆる追認申請となるため、本申請地以外の選択肢はないと思われれます。

次に、土地利用への支障について、申請地の北と東に申請者の宅地が隣接していることと、昭和29年建築の長年存在している倉庫であり、これまでの状況が変化するものではないため、農用地の集团的・効率的利用に対して支障は軽微と判断しました。

次に、利用集積への支障について、この計画により南へ連担する農地を分断する状況にはならないため、担い手の利用集積を阻害する恐れはなく支障は軽微と判断しました。

次に、施設機能への支障について、申請地は平坦な土地で、通水性を確保・維持しており、汚濁水等で当該施設の機能低下が発生する恐れはないため、支障は軽微と判断しました。

また、土地改良事業の状況については、申請地は松北地区の土地改良事業の受益地に該当していますが、小布施土地改良区より意見書として「新たな建築を行うものではないことから措置事項はない」ということで、差し支えない旨を確認しています。また、西側と南側に隣接する農地の所有者から同意を得ています。

以上より、関係法令に照らし、計画からの除外はやむを得ないと思われれます。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、番号1は異議無しとして意見を決定したいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は異議無しとして決定します。

続いて、番号2について事務局より説明願います。

事務局：申請者は小布施町、申請地の所有者は松村の方です。地図資料は4ページになります。申請地の西側はくだもの街道に接しており、東側は今回の計画変更によって課題解決を図りたいと考えている町立保育園があり、その既存の駐車場に接しています。駐車場が不足しているために登園・降園時の送迎や保育園の行事の日には東に接している道路が渋滞し安全が確保できないので、隣接するこの土地に新たに駐車場と出入口を増設して園

児と保護者の安全性の確保を図るとともに、近隣から寄せられる渋滞についての苦情への対処としたい、という主旨です。

申請に当たっての除外要件は、議案書の 12 ページが差替えになっていますので本日配布の方の様式 5-1 をご覧ください。非代替性、土地利用への支障軽微、利用集積への支障軽微、施設機能への支障軽微については、いずれも問題なく要件を満たしていることを現地確認してあります。

では、その各要件について説明します。

非代替性については、議案書 16 ページ、17 ページにかけて資料を添付しておりますが、ここに記載のとおり経緯から選定されていますので、申請地以外の選択肢は無いと判断しています。

土地利用への支障、及び利用集積への支障については、この様式 5-1 に記載のとおりで、支障は軽微と判断しています。

次に、施設機能への支障について、雨水等は地下浸透処理とするため、汚濁水の流入等はなく当該施設の機能の低下が発生する恐れがないため支障軽微と判断しました。

土地改良事業の状況ですが、この申請地は土地改良事業関係は非該当であることを確認していますので、特に問題はありませぬ。

以上のことから、関係法令に照らし、除外はやむを得ないと思われませぬ。

議長：これにつきまして質問等ございませぬか。

12 番桐原委員：広域農道から出入りするようになるということですか。

事務局次長：広域農道から出入りできるようになるのですが、交通安全上危険だという話があつて、その計画には含みを持たせています。近くにお住まいの方々のご意見も伺いながら慎重に考えなければいけなかつて考えています。

議長：他にご意見、ご質問等ありましたらお願いしませぬ。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、番号 2 は異議無しとして意見を決定したいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いしませぬ。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は異議無しとして決定しませぬ。

議長：次に、議案第 18 号、青年等就農計画変更認定に係る意見について、事務局より朗読願ひませぬ。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について町担当者より説明をお願いしませぬ。

町担当者 岡田：新就農者支援事業を担当しております、町産業振興課の岡田と申しませぬ。よろしくお願ひ致します。

それではお手元の資料 22 ページの「青年等就農計画変更申請書」をご覧ください。

今回の申請は令和 3 年 9 月に認定し、本年 3 月に変更認定を行ったこちらの方から再度

変更申請があったものです。そのため、青年等就農計画の制度概要については説明を割愛させていただきます。

それでは変更計画についてご説明させていただきます。

資料にありますように、申請者は今年度の4月に家族経営協定を奥様と締結されました。当初はおひとりで農業をやられているという計画で、昨年度の9月および今年度の3月に変更の認定をしていただいたところですが、奥様の子育てがひと段落したことにより、4月頭から夫婦ふたりで営農するという計画を、そのため家族経営協定を締結して、単独名義だった計画を協定に基づき夫婦の連名に変更を希望されて、共同申請されているものです。

資料25ページ、農業経営の構成をご覧ください。夫が栽培管理をメインに、奥様が販売を主に加えて、栽培管理の補助をします。計画の最終年度には、夫婦で栽培管理を主として営農をしていく計画です。そして本日追加でお配りしている履歴書をご覧ください。こちらは本日共同申請したいただく奥様の情報になります。まず、お子様が1人いらっしゃいますが、子育てをしながらご夫婦での経営をされるということでございます。要件の確認書は次ページ以降に要件確認を行ったもの、また、本日ご審議いただくに当たって個人情報等の閲覧に関しては同意書を受け取っております。

今回の変更に当たりましては、新規申請時の単独からご夫婦での共同申請への変更が主になっておりますので、その他に関する変更事項はございません。

本日ご審議いただく内容が認定された後には、地域就農者育成総合対策の経営開始型の補助制度に夫婦型で公募選定をされる予定でございます。

ここで今年度から若干制度の変更がございました新規就農者育成総合対策について、簡単に説明させていただきます。

こちらは従来行っておりました新規就農者を対象とした補助金制度に若干の変更がございまして、年間150万円が上限となっております補助金に関して、金額は変わらないものの、今まで最長5年間だった補助金が今年度採択の請求者の方から、3年間に短くなっております。

それで、先ほど説明をさせていただきました家族経営協定を締結された青年等就農計画を夫婦連名にすることによって、この年間150万円の補助金が1.5倍の225万円で受給することが可能となります。

本日の申請者の場合は、家族経営協定の認定をこちらの農業委員会さんだけでなく、県の農業農村支援センターでも認定を受けており、また、基準となる年間の農業従事日数も180日を超えていることから、この変更については問題ないと考えております。

説明は以上となりますが、一部考察として議案書29ページに記載の通り、収支計画にこの内容を盛り込んだ形で農業収入の一番の部分になります、新規就農者育成総合対策資金を225万円に変更することで、これから3年間の受給になることが想定されています。

昨年度までの採択者でありましたら、単身の場合は150万円の5年間の受給でしたので、青年等就農計画で5ヶ年計画を立てる際に、今年度の採択者からは4年目、5年目のとき育成資金というものはなくなる、という風に制度が変更となっております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長：これにつきまして、質問等ございますか。

議長：23ページの目標の数字のうち、リンゴでシナノリップがありますが、令和8年の生産量も0kgになっていて、現状と変わらないんですが、どういうことですか。

町担当者 岡田：改植メニューについては、県の方と協議をしながらリンゴとブドウの営農状況について今後の計画を立て直している部分もあり、その影響と思われませんが、このシ

ナノリップの状況が変わらない点は、計画から落とすのか、改植するのか、確認致します。

議長：はい。では、他に質問等ございますか。

8 番牧委員：夫婦型での申請は小布施町では初めてになりますか。

町担当者 岡田：いえ、過去にも、それまで単独での計画を提出されて認定された方が、夫婦型に移行されるということはございました。また、採択された年度によっては、平成 28 年から令和 2 年までの採択の方に関しては変動型で、前年度の世帯所得に応じて、補助金の額が満額 225 万に対して、前年所得を差し引いて計算式に基づいて変動している形をとっていました。昨年、令和 3 年も採択者からは世帯収入が 600 万円という数字で、打ち止めにして、150 万円の価格は変動しないんですが、世帯所得が給付金も含めて 600 万円を超えた場合に、補助金は全て停止するという形に昨年度から変わっております。

ですので、本日配布しました資料の要件確認のなかで、昨年度の同じ申請者の世帯所得も確認をしております、このまま夫婦型で受給できるようになれば、交付対象になるということも確認が済んでおります。

新規就農者の方に対する支援制度というのが、採択された年度によって変わっていくことから、実は前はこういう支援内容だったということが受給者に知れることがあり、そのため、年度が変わると制度への信頼度が異なるという状況が生じております。国や県も不公平感がないように、制度を改良しているところですが、今回、給付期間が最長 5 年から 3 年に短くなっているという部分もありますので、これから新規に就農される方に関して、町単独で支援した内容については、これまで同様 5 年間の期間を見ながら、追加で 2 年目、町単独での支援というのは継続していきたい、と考えております。

13 番鶴田委員：前年の世帯収入が 500 万もあったということですか。

町担当者 岡田：昨年度ですと、雑収入に計上されていますので、その部分かと思われま
す。研修の 2 年間、令和 4 年 3 月 31 日で終了しておりますので、経営開始自体は本年 4 月 1 日で間違いないです。昨年の所得の状況については、所得証明をいただいた状況で、このようになっているということですね。

13 番鶴田委員：わかりました。

議長：その他に質問等ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。

議長：次に、報告第 7 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図資料は 5 ページをご覧ください。該当地は、小布施中学校の南西で、町営森の駐車場から大日通りを挟んですぐ北の区域に位置しており、市街化区域内にあります。

譲渡人は上町の方、譲受人は県外にお住まいの方ですが、両者は親子の関係です。所有権移転を伴う転用となるため、5 条の届出になります。昨年、遊休農地として判定されましたが、このたび、貸駐車場として整備し利用するとして届出があったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図はそのまま 5 ページをご覧ください。該当地は、おぶせミュージアムから見て北の区域内にあり、市街化区域内です。

譲渡人は六川の方、譲受人は外国人で現在は海外にいますが、日本人と結婚しており、来年町に転入の予定とのこと。売買による所有権移転を伴う転用となるため、5 条の届出になります。戸建ての住宅を建設するため、届出があったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 8 号、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：届出者は押羽の方です。地図は 6 ページをご覧ください。また、議案書に配置図を添付していますので、35 ページを併せてご覧ください。

該当地は押羽の集落の北にあり、墓地の北東に位置しています。転用面積は全筆 382 m²のうち 198 m²で、2 アール未満の農業に供する用件となりますので、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

農業用車両とブドウのコンテナ置き場に利用されたいということで、今回、届出を受けたものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 7 ページをご覧ください。届出者をご覧のとおり中野市にお住まいですが、申請地の南側がご実家という状況の方です。また、議案書に配置図を添付していますので、37 ページから 38 ページにかけての図面を併せてご覧ください。

該当地は大嶋神社の北東すぐの所に位置しています。転用面積は全筆 1,272 m²のうち 180.23 m²で、2 アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

農業用物置を建て、その脇を駐車場として利用されたいということで、今回、届出を受けたものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

議長：今説明があった通りですが、この方は、住所は中野になっていますが大島の実家の農業を兄弟で経営されてるんですね。

議長：他に質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 3 時 14 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和4年9月28日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員